

まちづくり活動推進会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「町民一人ひとりが主役のまちづくり」の実現のため、「まちづくり活動推進会」を設け、町民と行政の有機的連携を強化し、町民のまちづくりに対する意識の高揚並びに自主的な活動を促進し、町政への町民参加を積極的に図り、町民のまちづくりに対する意見を施策に反映していくことを目的とする。

(補助対象)

第2条 まちづくりに対するアイデア、方法などを行政に反映するため、町民で自主的に活動するサークル、団体等（以下「団体等」という。）を「まちづくり活動推進会」として位置づけ、まちづくり事業等に関するテーマを中心とした活動から報告書の作成に至るまでの諸経費を補助する。

(対象活動)

第3条 「まちづくり活動推進会」の対象となるまちづくり事業等の活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 文化的なまちづくりに関すること
- (2) 活力あるまちづくりに関すること
- (3) みんなの健康づくりに関すること
- (4) 心のふれあうまちづくりに関すること
- (5) みんなで支えあうまちづくりに関すること
- (6) 安全快適で美しい生活環境づくりに関すること
- (7) 個性豊かで魅力あるまちづくりに関すること
- (8) その他、「まちづくり活動推進会」の目的に必要と認められる活動

(認定)

第4条 団体等が「まちづくり活動推進会」として認定を受けようとするときは、企画書を町長に提出するものとする。

2 町長は、企画書の内容を審査し、適当と認めるときは「まちづくり活動推進会」として認定し、申請者に認定通知書を送付する。

(補助金の対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、単年度を原則とする。ただし、事業の性格上、実施期間が複数年度にわたる場合は、3年を限度とする。

(補助金額等)

第6条 団体等が行う活動についての補助金の額は、活動事業費の全額とし、一団体総額300,000円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 「まちづくり活動推進会」として認定された団体等が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。）により手続きを行うものとする。

(庶務)

第8条 「まちづくり活動推進会」の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月8日から施行する。